



2007年1月25日 第2007-26号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

厚労省労政審・労働条件分科会に

労働時間法制・労働契約法「法案要綱」諮問

本日(1月25日)午前開催された、厚生労働省の労働政策審議会・労働条件分科会において、労働基準法改正の法案要綱と労働契約法の法案要綱が厚生労働大臣から諮問がされ、審議が行われました。

イグゼンプションは削除すべき

労働時間法制の見直しにともなう労働基準法の改正法案要綱では、社会的な批判が強く、与党が国会提出を見送るとしている「日本版ホワイトカラーイグゼンプション」についても、名称を「自己管理型労働制」と改称して記載されています。

労働者側委員は、以下のような観点から、「日本版イグゼンプション」を法案要綱から削除するよう強く主張しました。

これまでの審議で労働者代表委員として、反対を主張し、これまで一貫して反対を強く主張し、12月27日の労働条件分科会の最終報告でも導入を認められないと明記している。

世論も反対の声が大きく、与党や安倍総理も国民の理解を得られていないので国会提出を見送るべきとしている。

厚労省は今国会提出を明言

これに対して厚労省の青木労働基準局長は、今国会に提出して早期成立を目指す旨を明言しました。

就業規則による変更不可の原則が明記

労働契約法では、就業規則の変更による労働条件の変更が課題となっていました。これについては、「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできないものとする」という原則が明記されました。そして、その例外として、変更が一定要件のもとで合理的なものであるときは、変更後の就業規則に定めるところによるものとするとなっています。これは十分ではありませんが、最高裁判例にほぼ沿ったものと言えます。

さらなる反対運動の強化を

今回の労働条件分科会は、2月2日に行われる予定です。労働時間法制にかかわる労基法改正については、使用者側は割増賃金率の引き上げに反対、労働者側は「日本版ホワイトカラーイグゼンプション」の導入に強く反対しており、今後の審議の行方は明らかではありません。

マスコミでは日本版ホワイトカラーイグゼンプションの国会提出見送りと報道されていますが、予断は許されません。反対の声をさらに大きくし、政府が取り下げざるをえないところまで追い込んでいく必要があります。連合、JAM全体でさらに運動を強化しましょう。